給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第１２号

大阪市大正区小林東３丁目17番13号
再生債務者　森　尚美
１　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月23日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月28日から平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生についての意見聴取計画案について

平成２８年（再ロ）第１号

北海道北見市美山町南３丁目131番地３、再生手続開始決定時の住所北海道北見市泉町１丁目３番９号　アサヒハイツ２Ｆ　Ｈ号
再生債務者　森下　優輝
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年５月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年６月19日まで
平成29年５月29日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２９年（再ロ）第１１号

大阪市住吉区千躰２丁目５番６号エコーハイツ203号
再生債務者　藤本　幸子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年５月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年６月23日まで
平成29年５月26日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１号

福岡県直方市大字植木480番地７
再生債務者　麻生　誠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年５月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月29日　福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（再ロ）第４号

山梨県北杜市明野町上手7328番地６
再生債務者　倉橋良太郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年５月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月26日
甲府地方裁判所民事部破産係

会社その他の公告

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十九年八月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　南日本新聞
掲載の日付　平成二十九年五月十三日
掲載頁　十三頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年五月二十九日
掲載頁　七十三頁（号外第一一一号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年五月二十九日
掲載頁　六十九頁（号外第一一一号）
平成二十九年六月六日
鹿児島市中央町一八番地一
（甲）南国殖産株式会社
代表取締役　永山　在紀
鹿児島市卸本町八番一八
（乙）株式会社サンロード
代表取締役　倉内　秀文
鹿児島市皇徳寺台二丁目二番一〇号
（丙）南国不動産株式会社
代表取締役　高多　一幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年五月二十九日
掲載頁　六十九頁（号外第一一一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年五月二十九日
掲載頁　六十九頁（号外第一一一号）
平成二十九年六月六日
鹿児島県鹿屋市西原四丁目一二番一二号
（甲）株式会社フェスティバロ社
代表取締役　野村　春仁
鹿児島県鹿屋市西原四丁目一二番一二号
（乙）株式会社鹿児島地場起業センター
代表取締役　野村　春仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年六月六日
千葉県山武郡九十九里町片貝六九二八番地
三七二　合同会社オーシャンメンテナンス
代表社員　鈴木　澄江

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年六月六日
千葉県市川市行徳駅前二丁目二五番一七号
合同会社Ｓａｍｅ　Ｓｉｄｅ
代表社員　髙橋　誠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千六百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十九年六月六日
札幌市豊平区西岡五条三丁目四番六号
有限会社ソニア工栄
代表取締役　菅原　千帆

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
当社は、計算書類の公告義務はありません。
平成二十九年六月六日
東京都板橋区徳丸一丁目一五番一号
有限会社ミズホ精機製作所
代表取締役　速水　良一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し九百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、確定した最終事業年度はありません。
平成二十九年六月六日
三重県名張市丸之内一〇一番地の二丸之内ビル　株式会社ワイズ・コーポレーション
代表取締役　安田　武広

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年六月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十九年六月六日
新潟県十日町市高山七四五番地
株式会社グリーンエース共和
代表取締役　細山　行雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年六月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十九年六月六日
静岡県裾野市茶畑一八三八番地
日邦工業株式会社
代表取締役　伊藤　憲治